

防防調（防）第181号
令和5年3月31日
一部改正 防防調（防）第767号
令和5年12月27日
一部改正 防防調第12768号
令和7年5月30日
一部改正 防防調（事）第351号
令和7年6月10日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

防衛大臣
(公印省略)

特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（通達）

令和4年12月26日、海上自衛隊の現職の1等海佐が、元自衛艦隊司令官に対して特定秘密等の情報を漏らしたことを確認したため、免職の懲戒処分を行うとともに、その他の関係者の処分を実施した。

我が国の防衛に必要な秘密情報を厳格に保全すべき防衛省・自衛隊において秘密情報の漏えいはあってはならないことである。

かかる事案が生起したことを防衛省・自衛隊として深刻に受け止め、同様の秘密漏えい事案を根絶するため、特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会（防防調（防）第24273号。令和4年12月26日）における検討結果等を踏まえ、下記のとおり、徹底を図ることとしたので、この旨管下の職員に周知せられ、この実施に遺漏のないよう期せられたい。

記

第1 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「各機関等の長」とは、大臣官房長、各局長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び各地方防衛局長並びに防衛装備庁長官をいう。
- (2) 「管理者」とは、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「省秘訓令」という。）第2条第3項第1号、特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号。以下「特別防秘訓令」という。）第2条第3項第1号、防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号。以下「庁秘訓令」という。）第2条第3項第1号及び防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号。以下「庁特別防秘訓令」という。）第2条第3項第1号に規定する管理者、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号。以下「特定秘訓令」という。）第5条及び防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号。以下「庁特定秘訓令」という。）第5条に規定する特定秘密管理者補並びに重要経済安保情報の保護に関する訓令（令和7年防衛省訓令第124号。以下「重経訓令」という。）第5条及び防衛装備庁における重要経済安保情報の保護に関する訓令（令和7年防衛装備庁訓令第14号。以下「庁重経訓令」という。）第5条に規定する重要経済安保情報管理者補又はこれらに準ずる者として各機関等の長が指定した者（第4号において「準管理者」という。）をいう。
- (3) 「管理者等」とは、管理者及びその職務上の上級者をいう。
- (4) 「保全責任者」とは、省秘訓令第4条第1項、特別防秘訓令第4条第1項、庁秘訓令第4条第1項及び庁特別防秘訓令第4条第1項に規定する保全責任者（複数の者が保全責任者に指定されている部課等においては、そのうちから管理者等が指定した者）、特定秘訓令第5条第3項及び庁特定秘訓令第5条第3項に規定する責任者（複数の者が責任者に指名されている部課等においては、そのうちから管理者等が指名した者）並びに重経訓令第5条第3項及び庁重経訓令第5条第3項に規定する責任者（複数の者が責任者に指名されている部課等においては、そのうちから管理者等が指名した者）又はこれらに準ずる者として準管理者が指定した者をいう。
- (5) 「元防衛省職員」とは、防衛省の職員以外の者のうち、防衛省（防衛庁を含む。）の勤務経験を有する者（現に公務員として勤務する者を除く。）をいう。
- (6) 「ブリーフィング」とは、防衛省・自衛隊の取り組む施策若しくは政策又は安全保障情勢について説明、講演等を実施すること（各部署の具体的な業務上の調整を目的として行うものを除く。）をいう。

- (7) 「情報部署」とは、日常的に機微な情報を取り扱う部署で、事務次官が別に定める部署をいう。
- (8) 「連絡調整部署」とは、元防衛省職員からのブリーフィングの依頼を受け付け、元防衛省職員へのブリーフィングの実施について、所要の連絡調整を行う部署で、大臣官房文書課、陸上幕僚監部監理部総務課、海上幕僚監部総務部総務課、航空幕僚監部総務部総務課及び防衛装備庁長官官房総務官とする。
- (9) 「保全部署」とは、各機関等において、秘密の保全に関する事務を所掌する部署をいう。
- (10) 「退職」とは、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第3条第23号から第25号までの規定により隊員が身分を失うことをいう（引き続き、公務員として勤務する者を除く。）。

第2 情報部署に所属する職員と元防衛省職員との面会における対応要領について

- (1) 情報部署に所属する職員（以下「情報部署の職員」という。）は、元防衛省職員と面会（映像及び音声の送受信による通信を含む。以下同じ。）をする場合は、事前に別記様式第1により、その職務上の上級者（職務上の上級者に管理者又は保全責任者がいる場合には、当該管理者又は保全責任者）に申請しなければならない。
- (2) 保全責任者又はその職務上の上級者（以下「保全責任者等」という。）は、管下の職員から前号の申請があった場合には、面会の目的、内容、対応等を確認し、情報漏えいのおそれがないと認められる場合に限り、面会を許可することができる。
- (3) 保全責任者等は、情報部署の職員が元防衛省職員と面会する場合は、複数の職員で対応させるものとする。
- (4) 情報部署の職員は、第2号の許可を得て元防衛省職員と面会した場合には、別記様式第1により、保全責任者等に面会結果を報告するものとする。

また、面会時において秘密情報を要求されるなど特異な働き掛けがあった場合には、直ちに面会を中止するとともに、別記様式第2により、保全責任者等を通じて、その旨を各機関等の長に対して速やかに報告するものとする。
- (5) 各機関等の長は、前号の報告を受けた場合は、遅滞なく防衛政策局長に通知するものとする。

第3 情報部署以外の部署に所属する職員と元防衛省職員との面会における対応要領について

- (1) 情報部署以外の部署に所属する職員（以下「情報部署以外の職員」という。）は、元防衛省職員と面会した場合は、事後速やかに、別記様式第3により、保全責任者等に報告しなければならない。ただし、募集業務、援護業務又は調達等関係業務（調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（防経装第8303号。1

9. 8. 30) (以下「調達等関係業務対応要領」という。) 第2項第3号に規定する調達等関係業務をいう。) に従事し、日々元防衛省職員と接する職員については、当該報告を要しないものとする。

- (2) 保全責任者等は、部下職員から前号の報告があった場合には、面会の目的、内容、対応、面会結果等を確認するものとする。
- (3) 情報部署以外の職員は、元防衛省職員と面会する場合には、原則として複数の職員で対応するものとする。ただし、業務に支障を来すなどやむを得ない事情により複数の職員で対応することができない場合は、保全責任者等の事前の了解を得て、職員が単独で対応することができるものとする。
- (4) 前号の規定は、調達等関係業務対応要領第3項の規定に基づき、元防衛省職員と接触する場合には、適用しないものとする。
- (5) 情報部署以外の職員は、元防衛省職員との面会時において秘密情報を要求されるなど特異な働き掛けがあった場合には、直ちに面会を中止するとともに、別記様式第2により、保全責任者等を通じて、その旨を各機関等の長に対して速やかに報告するものとする。
- (6) 各機関等の長は、前号の報告を受けた場合は、遅滞なく防衛政策局長に通知するものとする。

第4 ブリーフィングにおける対応要領等について

- (1) 情報部署の職員は、元防衛省職員に対し、ブリーフィングを実施してはならない。
- (2) 元防衛省職員からのブリーフィングの依頼は、連絡調整部署が受け付けることとする。
- (3) 連絡調整部署は、前号で受け付けた依頼に係る対応について、保全部署と連携しつつ、進捗管理することとする。
- (4) 連絡調整部署は、元防衛省職員からブリーフィングの依頼があった場合、当該元防衛省職員の防衛省退職時の所属・職名、ブリーフィングの目的、内容等について確認し、別記様式第4により、ブリーフィングの実施を担当することがふさわしい部署（以下「実施担当部署」という。）に連絡及び調整するものとする。
- (5) 前号の連絡を受けた実施担当部署の職員は、元防衛省職員に対しブリーフィングを実施する際は、事前に別記様式第5により、保全責任者等に申請しなければならない。
- (6) 保全責任者等は、部下職員から前号の申請があった場合には、ブリーフィングの目的、内容、対応等を確認し、情報漏えいのおそれがないと認められる場合に限り、ブリーフィングを許可することができる。
- (7) 保全責任者等は、実施担当部署の職員が元防衛省職員に対しブリーフィングを実施する場合は、原則として複数の職員で対応させるものとする。ただし、保全責任者等は、業務に支障を来すなどやむを得ない事情により複数の職員で

対応することができないと判断した場合は、職員を単独で対応させることができるものとする。

- (8) 実施担当部署の職員は、第6号の許可を得た場合には、ブリーフィングにおける対応要領（不許可であった場合には、その旨）について、連絡調整部署に連絡するものとする。
- (9) 連絡調整部署は、前号の対応要領について連絡を受けた後、元防衛省職員に対し、ブリーフィングの実施の可否等について、所要の連絡を行うものとする。
- (10) 実施担当部署の職員は、第6号の許可を得て元防衛省職員に対しブリーフィングを実施した場合には、別記様式第5により、保全責任者等にブリーフィングの実施結果を報告するとともに、その写しを連絡調整部署に対し送付するものとする。
- (11) 連絡調整部署、保全部署及び実施担当部署は、ブリーフィングの実施について相互に連携するものとする。
- (12) 元防衛省職員に対するブリーフィング実施時において、秘密情報を要求されるなど特異な働き掛けがあった場合は、直ちにブリーフィングを中止するとともに、別記様式第2により、保全責任者等を通じて、その旨を各機関等の長に対して速やかに報告するものとする。
- (13) 各機関等の長は、前号の報告を受けた場合は、遅滞なく防衛政策局長に通知するものとする。

第5 管理者等をはじめとする全ての職員に対する保全意識の更なる徹底について

(1) 管理者等に対する保全意識の更なる徹底について

ア 各機関等の長は、管下の職員が管理者等に補職又は指定された場合は、速やかに保全教育を実施するものとする。

イ 各機関等の長は、前項の保全教育に当たっては、情報保全について部下職員を指導監督すべき立場にある者が元防衛省職員に対して秘密情報を漏らしたことや、かつての職務上の上司と部下の関係により保全意識が歪められ得ること等の本事案から得られた教訓に基づく内容を含めることとする。

ウ 各機関等の長は、アの保全教育を実施した後、管理者等からアンケート又は所見を徴取し、当該保全教育の効果を測定するとともに、その結果も踏まえ教育内容の不断の見直しに努めなければならない。

(2) 管理者等以外の職員に対する保全教育の更なる徹底について

ア 各機関等の長は、省秘訓令第9条、特別防秘訓令第9条、特定秘訓令第6条、重経訓令第6条、庁秘訓令第9条、庁特別防秘訓令第8条、庁特定秘訓令第6条及び庁重経訓令第6条に基づき保全教育を実施する際は、職員一人一人の更なる情報保全意識の徹底を図るべく、本事案から得られた教訓を踏まえた教育を行い、また、対象者の職責に適した内容にするなど、工夫を凝らして実施することとする。

イ 各機関等の長は、アの保全教育を実施した後、受講者からアンケート又は

所見を徴取し、当該保全教育の効果を測定するとともに、その結果も踏まえ教育内容の不断の見直しに努めなければならない。

第6 退職する職員に対する保全教育の実施及び誓約書の徴取について

(1) 退職する職員に対する保全教育の実施について

各機関等の長は、管下の退職する職員に対し、退職後における情報保全上の留意事項について、保全教育を実施するものとする。

(2) 誓約書の徴取について

ア 各機関等の長は、管下の退職する職員に対し、退職後も引き続き職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことを再認識させるとともに、情報保全を徹底する観点から、現に勤務する職員に対し秘密情報の提供を求めてはならないこと等について認識させるため、別記様式第6による誓約書を徴取するものとする。

ただし、防衛省に勤務する一般職に属する職員（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第1条第2項に定める部局に勤務し、又は同項に定める職にある職員に限る。）については、別記様式第7による誓約書を徴取するものとする。

イ アの規定により徴取した誓約書は、職員の退職する日に係る特定日（保存期間が確定することとなる日の翌年度の4月1日等）以後30年間保存するものとする。

ウ 各機関等の長は、管下の退職する職員がアに規定する誓約書の求めに応じなかった場合は、その旨を防衛政策局長に通知するものとする。

第7 元防衛省職員に対する情報保全に係る広報について

(1) 各機関等の長は、元防衛省職員に対し、退職後も引き続き職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと、また情報保全を徹底する観点から、職員に対し秘密情報の提供を求めてはならないこと等について確実に認識されるよう、各種の手段を効果的に用いて、周知することとする。

(2) 各機関等の長は、元防衛省職員に対し、職員が元防衛省職員に対してブリーフィング又は面会を実施する場合には、本通達の対応要領が適用されることについて確実に認識されるよう、各種の手段を効果的に用いて、周知することとする。

第8 部外に対する積極的な情報発信について

各機関等の長は、情報保全の更なる徹底を図るとともに、我が国を取り巻く安全保障環境や防衛省・自衛隊の施策等に対する国民の理解促進のため、対外的に公表可能な資料を用いて、情報発信を積極的に実施することとする。

第9 その他

この要領の実施に関し必要な事項は、事務次官が定めるものとする。



別記様式第 1

情報部署の職員と元防衛省職員との面会に関する申請書兼報告書

申請日： 年 月 日

報告日： 年 月 日

面会日時	面会実施日： 年 月 日 面会時間： ~	
面会場所		
当方職員	所属 官職（階級又は級） 氏名	
	所属 官職（階級又は級） 氏名 ※本欄に記載し、又は記録しきれない場合は、別紙を添付すること。	
面会相手方	会社名 役職 氏名 (防衛省退職時の所属・職名 階級)	
	会社名 役職 氏名 (防衛省退職時の所属・職名 階級) ※本欄に記載し、又は記録しきれない場合は、別紙を添付すること。	
面会目的及び内容		
許可 / 不許可 年 月 日		許可権者

面会結果		
確認	年 月 日	許可権者

※ 面会相手方欄について、防衛省退職時の所属等の記載又は記録が困難な場合は、可能な限り直近の情報を記載し、又は記録すること。

元防衛省職員からの働き掛けに関する報告書

報告日： 年 月 日

日 時	実 施 日： 年 月 日 実施時間： ～
場 所	
当方職員	所属 官職（階級又は級） 氏名 所属 官職（階級又は級） 氏名 ※本欄に記載し、又は記録しきれない場合は、別紙を添付すること。
相手方	会社名 役職 氏名 （防衛省退職時の所属・職名 階級 ） 会社名 役職 氏名 （防衛省退職時の所属・職名 階級 ） ※本欄に記載し、又は記録しきれない場合は、別紙を添付すること。
面会内容又はブリーフィング実施内容	
働き掛けの具体的内容	

※ 相手方欄について、防衛省退職時の所属等の記載又は記録が困難な場合は、可能な限り直近の情報を記載し、又は記録すること。



別記様式第3

情報部署以外の職員と元防衛省職員との面会に関する報告書

報告日： 年 月 日

面会日時	面会実施日： 年 月 日 面会時間： ～
面会場所	
当方職員	所属 官職（階級又は級） 氏名 所属 官職（階級又は級） 氏名 ※本欄に記載し、又は記録しきれない場合は、別紙を添付すること。
面会相手方	会社名 役職 氏名 （防衛省退職時の所属・職名 階級 ） 会社名 役職 氏名 （防衛省退職時の所属・職名 階級 ） ※本欄に記載し、又は記録しきれない場合は、別紙を添付すること。
面会目的及び内容	
面会結果	
確認	年 月 日 許可権者

※ 面会相手方欄について、防衛省退職時の所属等の記載又は記録が困難な場合は、可能な限り直近の情報を記載し、又は記録すること。



別記様式第 4

元防衛省職員からのブリーフィング依頼事項連絡書

依頼日： 年 月 日

希望日時	第 1 希望	
	第 2 希望	
希望実施場所		
説明受け 希望者	会社名 役職 氏名 (防衛省退職時の所属・職名 階級)	
	会社名 役職 氏名 (防衛省退職時の所属・職名 階級) ※本欄に記載し、又は記録しきれない場合は、別紙を添付すること。	
ブリーフィ ングの内容		
ブリー フィング依頼 理由		

※ 説明受け希望者欄について、防衛省退職時の所属等の記載又は記録が困難な場合は、可能な限り直近の情報を記載し、又は記録すること。

元防衛省職員に対するブリーフィングの実施に関する申請書兼報告書

申請日： 年 月 日
報告日： 年 月 日

実施日時	実施日： 年 月 日 実施時間： ~		
実施場所			
当方職員	所属 官職（階級又は級） 氏名		
	所属 官職（階級又は級） 氏名 ※本欄に記載し、又は記録しきれない場合は、別紙を添付すること。		
説明 相手方	会社名 役職 氏名 (防衛省退職時の所属・職名 階級)		
	会社名 役職 氏名 (防衛省退職時の所属・職名 階級) ※本欄に記載し、又は記録しきれない場合は、別紙を添付すること。		
ブリー フィング 実施内容			
ブリー フィング 実施理由			
許可 / 不許可 年 月 日		許可権者	

ブリー フィング 実施結果	
確 認	年 月 日 許可権者

※ 説明相手方欄について、防衛省退職時の所属等の記載又は記録が困難な場合は、可能な限り直近の情報を記載し、又は記録すること。

誓 約 書 (隊員用)

私は、防衛省・自衛隊を退職するに当たり、下記事項について誓約します。

記

- 1 防衛省・自衛隊を退職した後も、在職中に知り得た秘密を漏らした場合には、法律に基づく刑事罰が科せられることも踏まえ、特定秘密保護法、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法、重要経済安保情報保護活用法及び自衛隊法第 59 条第 1 項の秘密を守る義務を厳格に遵守し、形式的な秘密指定の有無を問わず、在職中に知り得た秘密を私自身のために使用し、若しくは第三者に漏えい、使用又は開示しないこと。

(法律に基づく刑事罰)

- ・ 特定秘密保護法第 23 条の規定に基づく 10 年以下の拘禁刑等
- ・ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第 3 条の規定に基づく 10 年以下の拘禁刑等
- ・ 重要経済安保情報保護活用法第 23 条の規定に基づく 5 年以下の拘禁刑等
- ・ 自衛隊法第 118 条の規定に基づく 1 年以下の拘禁刑等

- 2 防衛省・自衛隊を退職する日までに、個人に給付されたものを除き、私が管理または保有している防衛省・自衛隊の文書（電磁的記録を含む。）、物件（複製物を含む。）及びその他の貸与物を確実に全て返却すること。

また、個人的な執務の参考資料のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条各号に規定する不開示情報が含まれるものについては、上司等の指示に従い提出又は廃棄すること。

さらに、本規定に関して、返却又は廃棄したことについて、上司等から書面又は電磁的記録による報告を求められた場合は、その求めに応じること。

なお、退職した後であっても本規定の義務を免れないこと。

- 3 防衛省・自衛隊を退職した後、法令上認められた権利に基づくものを除き、防衛省・自衛隊の職員に秘密情報の提供を求めないこと。

- 4 防衛省・自衛隊の秘密について、漏えい等の疑いが生じた場合、必要な調査や捜査に協力すること。

(和暦) 年 月 日 (退職日: (和暦) 年 月 日)

氏名 (自署)

誓 約 書 (一般職用)

私は、防衛省・自衛隊を退職するに当たり、下記事項について誓約します。

記

- 1 防衛省・自衛隊を退職した後も、在職中に知り得た秘密を漏らした場合には、法律に基づく刑事罰が科せられることも踏まえ、特定秘密保護法、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法、重要経済安保情報保護活用法及び国家公務員法第 100 条第 1 項の秘密を守る義務を厳格に遵守し、形式的な秘密指定の有無を問わず、在職中に知り得た秘密を私自身のために使用し、若しくは第三者に漏えい、使用又は開示しないこと。
(法律に基づく刑事罰)
 - ・ 特定秘密保護法第 23 条の規定に基づく 10 年以下の拘禁刑等
 - ・ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第 3 条の規定に基づく 10 年以下の拘禁刑等
 - ・ 重要経済安保情報保護活用法第 23 条の規定に基づく 5 年以下の拘禁刑等
 - ・ 国家公務員法第 109 条の規定に基づく 1 年以下の拘禁刑等
- 2 防衛省・自衛隊を退職する日までに、個人に給付されたものを除き、私が管理または保有している防衛省・自衛隊の文書（電磁的記録を含む。）、物件（複製物を含む。）及びその他の貸与物を確実に全て返却すること。
また、個人的な執務の参考資料のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条各号に規定する不開示情報が含まれるものについては、上司等の指示に従い提出又は廃棄すること。
さらに、本規定に関して、返却又は廃棄したことについて、上司等から書面又は電磁的記録による報告を求められた場合は、その求めに応じること。
なお、退職した後であっても本規定の義務を免れない。
- 3 防衛省・自衛隊を退職した後、法令上認められた権利に基づくものを除き、防衛省・自衛隊の職員に秘密情報の提供を求めないこと。
- 4 防衛省・自衛隊の秘密について、漏えい等の疑いが生じた場合、必要な調査や捜査に協力すること。

(和暦) 年 月 日 (退職日: (和暦) 年 月 日)

氏名 (自署) _____